

第3次豊田市政策法務推進計画

豊田市

令和4年3月

1 計画の改訂

本市では、平成25年度から地方分権が進展する中において自らの地域の政策課題を自らの責任において解決するため、政策法務を重要なツールとして位置付け、取組を推進してきた。具体的には、同年度に「豊田市政策法務推進体制整備計画」を策定し、以後、平成28年度に「豊田市政策法務推進計画」を、平成31年度に「第2次豊田市政策法務推進計画」を策定し、これらの計画に基づいて施策に取り組むことで、一定の成果を上げてきた。

しかし、施策の実施により組織づくりや人材育成の仕組みづくりを進めてきたものの、部局の法務マネジメントとしてはまだ道半ばであること、行政手続法制が確立されていないことといった課題があるほか、市民の権利意識の高揚、内部統制制度の開始など外部環境の変化も生じている。こうした状況に対応するため、政策法務を推進する実践的な取組を引き続き進めていく必要がある。

そこで、法務マネジメントの一層の強化を図るため、これまでの取組の成果を踏まえて内容を見直し、「第3次豊田市政策法務推進計画」を策定するものである。

2 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5か年

効果的かつ効率的に政策法務を推進していくためには、本計画に基づく取組の進捗やその成果を踏まえた見直しを適宜行うことが重要である。計画期間を設定するに当たり、人材育成など取組の効果が出るまで期間を要するものがあることを踏まえ、これまで3か年としてきた計画期間を令和4年度から令和8年度までの5か年とするとともに、毎年度本計画の取組の実績を豊田市政策法務委員会に報告し、見直しにつなげていく。

3 政策法務の意義・プロセス

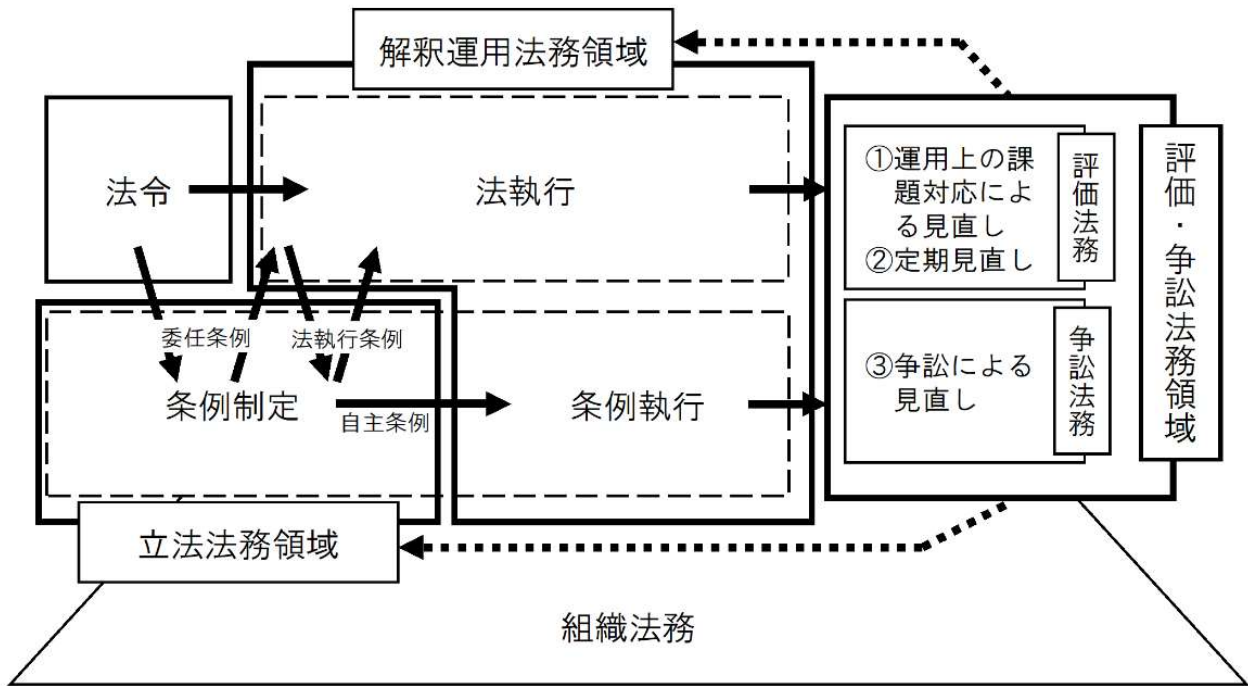
(1) 意義

分権改革により、自治体は自己決定と自己責任による地域経営を行う権限を得たことから、地域の特性に応じた政策を展開することが求められるようになった。自治体は、自らの地域の政策課題を的確に認識し、自らの責任で解決を図っていかねばならない。そこで、これを実現するための政策を立案執行し、適切に運営していくため、自治体の経営において重要なツールである政策法務を組織に浸透させ、地域の政策課題の解決において積極的に活用することが必要となってくる。

【政策法務とは】 立法法務、解釈運用法務、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題を解決に導き、政策を実現する実践的取組

(自治体法務検定委員会編「自治体法務検定公式テキスト 政策法務編2021年度検定対応」第一法規)

【参考1】政策法務のプロセス



(関東学院大学副学長出石稔教授による令和3年度政策法務研修(基本編)の資料から法務課において作成)

【参考2】各プロセスにおける主な活動

区分	主な活動
立法法務	条例制定
解釈運用法務	法執行、自主的法令解釈、要綱の策定、例外処理決裁
評価・争訟法務	争訟への対応、裁判例・裁決事例の分析、法執行の検証・見直し
組織法務	政策法務を支える組織づくり(政策法務の推進体制)、人材育成(職員の政策法務能力の養成)

(2) 政策法務のプロセス

自治体において政策法務を展開していく上で、正当かつ的確な法理論を構築し、実効性の高い条例を制定していくことは極めて重要である。このため、個別課題に対応し政策法務を実践する過程、すなわち、法執行の在り方や条例制定の是非、条例内容の妥当性を検討する政策法務のプロセスを確立しておくことが肝要である。

一般に、政策法務は、政策実現を図るため、①立法法務、②解釈運用法務、③評価・争訟法務の3つの段階・プロセスによって構成されているといえる。そして、その流れは連続しており、「Plan(立法法務)」、「Do(解釈運用法務)」、「Check-Action(評価・争訟法務)」のマネジメントサイクルを形成している。また、政策法務のプロセスには、その共通の基盤として、政策法務を支える組織づくりや人材育成などの政策法務のマネジメント「④組織法務」が不可欠である。

なお、政策法務の推進においては、新たな条例の制定のみならず、既に行われている法執行についてその適正性の検証を行い、不備が確認された場合にはこれを正すことも重要な取組の一つであるということを認識しておかなければならない。そこで、

法執行の在り方を検証するとともに、必要に応じて改善していくことの重要性は増してきており、これを実践する仕組みづくりが必要である。

4 本市におけるこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

ア 政策法務の推進における組織体制の強化と人材育成

本市では、平成25年度に法務課を設置するとともに豊田市政策法務推進体制整備計画を制定し、その後続く2次に渡る豊田市政策法務推進計画に基づき、政策法務を支える組織づくり及び人材育成の仕組みづくりに取り組んできた。

政策法務を支える組織づくりについては、各部局に政策法務を推進する役割を担う政策法務担当を2人ないし4人配置し、内外の研修の受講を通じて能力の向上を図るとともに、例規制定改廃の事前審査を中心とした部局の法務事務を行う体制を整備することができた。また、全庁横断的に重要な例規の立案方針に関すること等を調査審議する常設機関として豊田市政策法務委員会を設置し、各部局から1人選出された政策法務主任が多角的な観点から政策課題等について検証を行うことができるようになった。これによって条例の制定において、条例に盛り込む政策の目標や基本方針等についての議論を進め、様々な政策条例の制定につながっている。なお、成果の一つとして、新型コロナウイルス感染症のまん延により既存の手法の転換や地域の特性に応じた対策が求められる中で、当市に提出される書類等への押印の必要性について議論を行い、書類等の特性に応じた押印廃止の可否を検討することができたことが挙げられる。

人材育成の仕組みづくりについては、個々の職員の能力向上を図るため、入庁後の特定の年代を対象とした階層別研修に法務研修を組み込むことによって、研修の環境を整備することができた。さらに、政策法務担当には内部研修だけでなく外部研修を受講できる環境を提供し、積極的な人材育成を推進している。

また、外部の有識者を政策法務のアドバイザーに登用することによって、政策法務の推進について適宜、指導や助言を受けることができる体制を確保できており、専門的な観点からの指導等と外部からの客観的な評価により、当市の政策法務の推進について適切に対応できる環境を補完している。

イ 法執行の適正化

平成25年度の法務課の設置に合わせて、法務課に弁護士職員を2人配置し、当該弁護士職員が日常の事務遂行において法律相談を実施することにより、スピード感をもって法律問題に対処できるようになった。令和2年度からは弁護士職員を3人とし、弁護士職員にスクールロイヤー機能を持たせることにより、学校においても迅速な法律相談の実施が可能となり、問題の発生を未然に防ぐ体制を整備することができた。また、弁護士職員による専門的な研修の実施により、職員の「法務意識・法務能力の低さ」について改善が進んでおり、弁護士の専門性の活用が図られている。

そして、令和元年度からは、事務の内容、手続等の適正性を検証する行政リーガルチェックの取組を進めており、申請に対する処分事務の執行に関して改善が進んでいる。

(2) 今後の課題

政策法務の推進に係るこれまでの取組において、数々の成果が見られる一方で、いまだ懸案事項が残されている。体系的な法務研修は充実してきているものの研修を受講する職員は全体から見れば一部であり、法的知識を有する職員が十分に配置されているとはいいがたい。また、行政リーガルチェックの実施を通じて、行政手続に関する職員の理解不足や、審査基準や処分基準が十分に策定されていないといった状況が露呈しており、行政手続法制の確立を図らなければならない。

また、本市では、令和3年度から地方自治法第150条の内部統制の本格運用を始めしており、この制度と関連させることによって行政リーガルチェックを効率的に行うことも考えられ、検討が必要な状況にある。

政策法務担当については、例規の制定改廃における事前審査や政策法務委員会への参加等、政策法務の推進において多くの役割を果たしているものの、まだその役割を十分生かしておらず、ほかにも活躍の場があることが見込まれる。しかし、庁内で政策法務担当の役割や意義等の認識が希薄で、その活躍に支障となっていることや政策法務担当内においても取組に向けた姿勢に温度差があることから、その庁内での位置付けを検証していく必要がある。

そして、審査請求の件数の増加に見られるように市民の権利意識の更なる高揚が見られる。この傾向は今後も続いていくと考えられるため、審査請求や訴訟などはいつ提起されてもおかしくない状況にあるといえる。しかし、未だこれらの手続を「非日常」の感覚で捉え、自分事になっていない職員が少なからず存在している。そこで、執行法務の適正化を推進すると同時に、原課の事務内容、手続等について、それぞれが主体的に見直しや改善を行う風土づくりに取り組む必要がある。

<主な課題>

- | |
|--|
| 1 行政手続法制の確立が必要
(制度に対する職員の理解不足、審査基準等の整備状況が把握できていない。) |
| 2 政策法務担当の活躍(庁内での役割や意義等の認識が希薄。政策法務担当内においても温度差がある。) |
| 3 風土づくり、意識改革(審査請求等が自分事になっていない職員の存在) |

<外部環境の変化>

- | |
|---|
| 1 審査請求の増加(平成28年度から同30年度まで22件→令和元年度から同3年度まで58件) ※令和3年度は令和4年2月28日現在 |
| 2 内部統制制度の開始 |

5 計画の目標

(1) 政策目標

市民志向・地域志向を貫く自立した自治体経営を実現するための政策法務の推進

自治立法権、自主解釈権を最大限に活用して地域固有の政策課題を能動的に解決することを通じて法務マネジメントを確立するとともに、市民から信頼される自治体経営を実現するため、政策法務に係る具体の取組を実践していく。

(2) あるべき姿

この政策目標をあるべき姿として具現化すると以下のとおりと考えられる。

全庁レベル

政策法務の実践により課題の解決及び政策の推進が図られている。

- (具体例)・具体的な地域課題に対し、能動的な法令、条例の解釈や必要に応じた条例の制定改廃を実施し、課題解決を図っている。
- ・内部統制や行政リーガルチェック等により、自律的に業務の点検、見直しを行う風土ができています。

部局レベル

部局による法務マネジメントが確立されている。

- (具体例)・政策法務担当を中心として、法的な課題に部局レベルで対応できる。
- ・行政リーガルチェックの結果を踏まえ、他の処分についても自主的に検証し、改善につなげている。
 - ・行政手続について正しく理解し、行政処分の審査基準の設定、適正な見直し、公表等の必要な措置がとられている。
 - ・法的課題が生じた際に、的確な事実の把握、根拠規定の確認、論点整理の上、考えをもって臨むことができる。

職員レベル

法律に強く、法律を使える職員が充実している。

- (具体例)・所管事務に関し、法的知識を備え、自ら考え説明することができる。
- ・情勢変化を的確に捉え、根拠法令を確認しつつ、業務の見直しを立案できる。
 - ・自治体法務検定の受検を通じて、政策法務について積極的に学ぶ。
 - ・所管事務に関わる法令のみならず、行政手続等に係る基本的なルールを理解し、実務に生かしている。

6 施策

本計画における施策については、第2次豊田市政策法務推進計画の下での施策及びその成果を踏まえ、取組内容を取捨選択しつつ、継続的に取り組む場合であっても必要に応じて再構成して設定している。

具体的には、法務研修の実施などの必須の取組は維持しつつ、職員間の政策法務の認識が不十分である現状を踏まえ意識改革に係る取組を新たに取り上げ実施するとともに、従来から設置してきた政策法務担当や政策法務委員会については、その機能がより発揮されるよう取組内容を拡充することとしている。

(1) 意識改革（新規）	
概要	自治体の強力な武器である政策法務を活用することによる地域的問題の効率的かつ効果的な解決を促進するため、政策法務を自分事と捉えることができるよう職員の意識改革を図るとともに、政策法務を業務に積極的に取り入れるよう意識付けをする。
具体的取組	①（新）経営層及び管理職を対象とする政策法務研修の実施 部局 内容 全市的に政策法務を活用していくには、経営層の理解が必須であることから、当該職員を対象として行政リーガルチェックのフィードバック研修の機会を活用するなどして政策法務の意義、重要性等を説いていく。また、個別の業務における政策法務の活用は所属の管理職の理解なくしては実現しないことから、管理職を対象とした研修を実施していく。
	②政策法務に関する情報発信 職員 内容 政策法務の意義や重要性を理解し、業務において活用してもらうためには、具体的な活用例や取組例の提示が必要であることから、定期的にこれらに係る情報を法務課からのニュースレターなどにより発信していく。また、取り上げてほしいテーマ等について情報を収集し、ニーズに合った話題を提供する。
	③（新）行政手続等に関する不適切な事例等の周知 部局 職員 内容 行政手続等に係る不適切な事例や行政リーガルチェック等について全庁に周知し、危機感の共有と政策法務の重要性の理解の促進を図る。また、業務の見直しの契機としてもらう。

※各取組における（新）は、本計画からの新規の取組を示す。また、全庁、部局又は職員は、「5 計画の目標」の全庁レベル、部局レベル、職員レベルの各あるべき姿に密接に関連していることを示す（以下同じ。）。

(2) 行政手続の適正化 (再編)	
概 要	市民の権利を守るため適正な行政手続の実施を図る。
具体的 取 組	①行政リーガルチェックの実施 部局 職員 内容 事務の内容、手続等及びこれに関連する例規、審査基準、処分基準、要綱、事務処理要領等の執行細目について行政リーガルチェックアドバイザーの助言を基に審査を行い、法的問題を抽出し解決策を処方する。また、この結果を組織全体にフィードバックすることにより、事務執行の改善につなげる。
	②審査基準等の策定・公表 全庁 部局 内容 市民の権利利益の保護に資するため、行政手続法及び豊田市行政手続条例に基づき、審査基準等の策定・公表の徹底を図る。規制的指導要綱については、条例等整備指針に基づき条例化し、法執行に必要な権利義務規制の法的正当性を確保する。
	③行政手続に係る研修の実施 職員 内容 行政手続に係るルールの周知が不十分であることに鑑み、行政手続に係る重要な原則のほか、行政手続法や豊田市行政手続条例に係る知識を習得するための研修を実施する。
	④行政リーガルチェックの内部統制との一体化の検討 全庁 内容 行政リーガルチェックは、地方自治法に基づいて実施する内部統制にも資する取組である。これらへの対応に係る原課の負担や取組の効率的な実施の観点から、行政リーガルチェックの内部統制との一体化の検討を行う。

(3) 法務研修の実施（継続）	
概 要	「法律に強く、法律を使うことのできる職員」を増やすため、研修の内容や仕組みを見直しつつ実施する。
具体的 取 組	①階層別研修の充実 職員 内容 特定の階層の職員を対象としたリーガルマインド研修や体系的なカリキュラムによる法務研修を実施する。 また、研修の効果を測るものとして、自治体法務検定の団体受検を1年に1回実施し、良好な成績を修めた者については表彰の対象とするなど、個々の努力について積極的に評価する。当該検定については、法務能力の向上に意欲のある職員が更なる高みを目指す際のツールとしても活用していく。
	②外部研修への参加 職員 内容 市町村アカデミー、国際文化アカデミー、一般社団法人日本経営協会等が主催する外部研修へも積極的に職員を派遣することとし、内部の研修で補うことのできない専門性の高い研修の受講を可能とする。
	③裁判傍聴の実施 職員 内容 内外の法務研修等において習得する法的知識の実際の活用について学ぶ機会として、裁判傍聴を実施する。また、当該研修で生きた事案に触れることで、争訟を身近に感じてもらい、法務事務への認識と意欲を高めてもらう。

(4) 政策法務担当の機能強化（拡充）	
概 要	部局の法務マネジメントを担う存在として、政策法務担当の育成に力を入れて取り組み、機能強化を図る。
具体的 取 組	①制定改廃に係る例規の取りまとめと一次審査 部局
	内容 例規の制定改廃がある場合において、部局の案件の取りまとめを行うとともに、法務課へ提出する前に政策法務担当による一次審査と原課との調整を実施する。
	②行政リーガルチェックの取りまとめと一次診査 部局
	内容 行政リーガルチェックにおいて行政手続に係る研修を実施し、政策法務担当による部局の案件の取りまとめを行うとともに、各案件について一次的な診査を実施する。また、行政リーガルチェックの過程及び結果を通じて、部局の行政手続上の課題認識及び改善に向けた取組に係る政策法務担当の能力を育成し、部局の法務マネジメントの推進に寄与する。
	③審査請求における審理員の補助 部局
	内容 審査請求がなされた際の審理員補助者の役割を担い、審理に係る書類の整理及び取りまとめ、各種通知文の発送等、審理員の事務を補助する。
	④政策法務担当に対する研修の実施等 職員
	内容 例規審査、行政リーガルチェック及び審査請求における審理員の業務に係る研修を実施するほか、外部研修の受講希望があった場合は積極的に派遣し、能力向上を図る。
⑤部局の法律相談への関与 部局	
内容 政策法務担当の弁護士職員への法律相談に係る事前調整及び法律相談への同席により、政策法務担当が部局の法律問題の把握を行うことで部局の法務マネジメントの推進に寄与する。	
⑥（新）政策法務担当の活動の見せる化 部局	
内容 政策法務担当の機能強化を効果的かつ効率的に行うため、ニュースレターの活用など政策法務担当の役割等を認識できるよう活動の見せる化を実施する。	

(5) 政策法務委員会の活用（拡充）	
概 要	政策法務委員会が担う業務を拡大し、全庁的な課題の解決に資するため、政策法務委員会のより効果的な活用を図る。
具体的 取 組	①新規制定等の例規の審査・助言 全庁
	内容 新規制定の条例等の制定方針及び制定案について審査及び助言を行う。
	②（新）争訟事件及び不適正な事案の検討及び共有 部局
	内容 争訟事件及び不適正な事案について、政策法務委員会で共有し、事務の問題点の洗い出しや改善方策の検討を行うとともに、その結果を全庁で共有する。また、当該結果については、委員を含む政策法務担当を中心として、部局における法務マネジメントに生かす。
③（新）行政リーガルチェックにおける指摘事項の改善方策の検討・評価 部局	
内容 行政リーガルチェックで明らかとなった問題点に係る原課の立案した改善方策について検討を行い、評価する。当該評価が良好でなかったものについては、再度、原課に改善方策を検討してもらい、よりよい改善につなげる。また、当該検討・評価結果を部局における法務マネジメントに生かし、同様の問題が生じないよう対策が講じられるようにする。	

(6) 弁護士職員の活用（拡充）	
概 要	<p>日常の庁内の法律相談、内部統制制度の評価事務、スクールロイヤー機能及び弁護士の知見を生かした研修の実施のほか、行政リーガルチェックへの参画など、弁護士職員の活用の幅を広げ、適正な業務の執行と争訟の未然の防止に万全を期する。</p>
具体的 取 組	<p>①法律相談の実施 全庁 部局</p> <p>内容 弁護士職員による日常の業務上の法律相談を実施する。弁護士職員のみでは対応が困難な案件については、顧問弁護士への相談も実施し、充実した法的支援を提供する。</p>
	<p>②専門研修の実施 職員</p> <p>内容 効率的に職員の法的能力の向上を図るため、弁護士職員により、法律相談を通して得られた事務執行上の課題解決策等を題材とした専門研修を実施する。</p>
	<p>③スクールロイヤー機能の充実 部局</p> <p>内容 令和2年度から配置されたスクールロイヤー機能の一層の充実により、問題事案の速やかな解決と争訟の未然防止を実現する。具体的には、いじめ問題のほか、学校への過剰な要求や学校事故への対応等の諸問題について、法律相談、事例研修、ニュースレター・冊子による情報発信等を活用し、問題事案の段階に応じた重層的な支援体制を整備する。</p>
	<p>④（新）行政リーガルチェックへの参画 全庁 部局</p> <p>内容 弁護士職員による重要判例等を踏まえた研修を実施し、行政リーガルチェックを効果的な取組とする。また、有識者の診査者としての参画により、的確な診査を可能とする。</p>
	<p>⑤内部統制制度の評価事務の効果的な実施 全庁</p> <p>内容 令和3年度から本格運用の始まった内部統制制度において、客観的立場から、厳正かつ適切に評価事務を実施する。また、把握された問題点に対する対応策を提示し、及び対応策への確実な取組に向けた必要な指導や支援を行う。</p>
	<p>⑥政策法務担当との連携の拡充 部局</p> <p>内容 部局の法務マネジメントの中核を担う政策法務担当との連携を図り、部局の法的な問題について効率的な問題解決を図る。また、当該連携を通じて、政策法務担当の法的素養の醸成も図る。</p>

7 指 標

本計画の達成状況を客観的に把握するため、指標を設定する。なお、指標については、毎年度測るものとし、その結果を基に取組内容の見直しを随時検討するものとする。

①	指 標	めざす 方 向	現状値 (平均※1)	目標値 (平均※2)
		政策条例の制定又は改正の件数	↑	4.6件
説 明	具体的な地域課題の解決に資する条例の制定又は改正の件数	関 連 施 策	(1) 意識改革 (5) 政策法務委員会の活用	

②	指 標	めざす 方 向	現状値 (R3年度)	目標値 (R8年度)
		審査基準等の公表の割合	↑	—
説 明	行政処分（「申請に対する処分」及び「不利益処分」）の標準処理期間、審査基準及び処分基準をホームページに掲載している割合（行政上特別の支障がある場合を除く。）	関 連 施 策	(2) 行政手続の適正化 (4) 政策法務担当の機能強化	

③	指 標	めざす 方 向	現状値 (平均※1)	目標値 (平均※2)
		自治体法務検定の受検者数（任意受検）	↑	19.3人
説 明	受検希望者を募って開催する自治体法務検定の団体受検における受検者数	関 連 施 策	(1) 意識改革 (3) 法務研修の実施	

④	指 標	めざす 方 向	現状値 (R3年度)	目標値 (平均※2)
		自治体法務検定のクラス認定者割合	↑	86.2%
説 明	自主的な希望者による自治体法務検定の団体受検及び階層別の法務研修の効果測定として実施する自治体法務検定におけるクラス認定者数の割合（シルバークラス以上）	関 連 施 策	(1) 意識改革 (3) 法務研修の実施	

※1 令和元年度から3年度までの各年度当たりの平均値

※2 令和4年度から8年度までの各年度当たりの平均値